

令和4年5月25日
総務部職員厚生課

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正について

1 改正の趣旨

幼稚園教育職員の教員特殊業務手当の額を改定する必要があるため、条例の一部を改正する。

2 改正内容

教員特殊業務手当の額の上限額を6,400円から16,000円に改定する。

3 新旧対照表

別添のとおり

4 施行予定日

公布の日（令和4年4月1日より適用）

幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>第17条 1～2省略</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>16,000</u>円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>4 省略</p>	<p>第17条 1～2省略</p> <p>3 教員特殊業務手当の額は、従事した日1日につき<u>6,400</u>円を超えない範囲内において、人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める。</p> <p>4 省略</p>
<p><u>附 則</u></p> <p><u>(施行期日等)</u></p> <p><u>1 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>2 この条例による改正後の幼稚園教育職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和4年4月1日以後の勤務に係る教員特殊業務手当について適用し、同日前の勤務に係る教員特殊業務手当については、なお従前の例による。</u> <u>(教員特殊業務手当の内払)</u></p> <p><u>3 改正後の条例の規定を適用する場合には、この条例による改正前の幼稚園教育職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された教員特殊業務手当は、改正後の条例の規定による教員特殊業務手当の内払とみなす。</u></p>	